

習志野演習場に係る旧軍毒ガス弾等の環境調査について

防 衛 省

1 経 緯

- (1) 平成14年9月、神奈川県寒川町の道路建設現場で作業員が毒ガスに被災、また、平成15年3月、茨城県神栖町（当時）の井戸から旧軍毒ガスの原料物質でもある高濃度の有機ヒ素を検出といった事例があった。
- (2) これを受けた平成15年6月の閣議了解「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」に基づき、環境省が「旧軍毒ガス弾等の全国調査」（昭和48年実施）を改めて調査する趣旨で、「フォローアップ調査」を実施し、同年11月、調査結果を公表。
また、同年12月、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針」が閣議決定。
- (3) 習志野演習場については、「フォローアップ調査」の公表後、旧軍毒ガス弾等が無害化されずに埋設された可能性ありとの新たな証言があったこと、また、同演習場内に旧軍による毒ガスの基本訓練が行われていた真毒使用場が所在したことが文献資料から判明したことを踏まえ、平成17年4月、環境省は習志野演習場を新たにA事案[※]に該当するものとした。

※ 平成15年12月の閣議決定によるA分類：

毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案。（「フォローアップ調査」において、茨城県神栖町、千葉県習志野市、神奈川県平塚市、同県寒川町の4事案に分類。）

2 習志野演習場における調査区域について

- (1) 習志野演習場を新たにA事案とした考え方を踏まえ、昭和23年撮影の航空写真に基づき、土堤に囲まれた東西500m、南北300mの約15ha相当の範囲を調査区域に設定した案を、平成17年4月の「平成17年度第1回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」において報告し、同区域を調査区域に設定。
- (2) 平成17年10月から、調査区域の現地測量を行った結果、環境調査範囲は約17haであることを確認。

- (3) なお、環境省が平成15年11月に公表した「昭和48年の『旧軍毒ガス弾等の全国調査』フォローアップ調査報告書」の「千葉県習志野事案」において、その他情報として、昭和40～41年頃、習志野演習場内にある松林内の高圧線の近くにイペリットが埋められているとの元自衛隊員の証言が記載されているが、平成15年11月に公表した際、同演習場はA事案に該当されていなかったこと、また、昭和40～41年頃同演習場内にあった高圧線は同演習場の北東部側の一部を通過しているが、その近くには松林はなく、元自衛隊員の証言の具体的な地点が特定されていないことから、今回の調査範囲には含めず。

3 習志野演習場における調査結果

(1) 地下水調査

平成17年6月に当省において演習場内4箇所、環境省において演習場周辺20箇所の調査を行ったところ、いずれも毒ガス関連物質は検出されず。

(2) 物理探査

平成17年10月から平成18年3月までの間、レーダー探査及び磁気探査を実施した結果、258地点から反応があった。

レーダーのみに反応した地点は181地点。

磁気のみに反応した地点は61地点。

レーダーと磁気の両方に反応した地点は16地点。

(参考)

レーダー探査 ; 埋設物の有無を確認するため、調査区域の全域(約17ha)について、1m間隔の直線上を車輪付きのセンサー(箱型)により探査。(浅い深度及び深い深度の2種類で実施。)

磁気探査 ; 金属(主に鉄)の有無を確認するため、調査区域の全域(約17ha)について、1m間隔の直線上をセンサー(棒型)により探査。(深度2m程度まで探査が可能。)

(3) 土壌調査

物理探査を行った区域(約17ha)において、平成19年6月から平成19年7月までの間、採取した土壌サンプル97検体について調査を行ったところ、いずれも毒ガス関連物質は検出されず。

なお、97検体のうち、6検体から微量ながらヒ素が検出されたが、いずれも土壌汚染対策法施行規則で定められている環境基準以下であった。

(4) 不審物確認調査

物理探査時に何らかの磁気等の反応があった258地点について、平成19年9月から平成19年11月の間、掘削により確認したところ、いずれの地点からも毒ガス関連物質を含んだ埋設物は確認されず。

確認された埋設物は次のとおり。(地点によっては、複数種類の埋設物あり)

①鉄くず、鉄棒、等の金属類	71地点
②コンクリート殻、地下壕	5地点
③木の根等の可燃物	21地点
④空き缶、ビニール等の不燃物	44地点
⑤石	2地点

なお、物理探査において反応があった地点のうち、147地点については、地層の変化(52地点)、空洞(17地点)、地形の影響(78地点)などにより、埋設物は確認されず。

(5) 周辺環境の測定(モニタリング)

土壌調査時及び不審物確認調査時に演習場外柵付近等において、大気についてモニタリングを実施したが、いずれも毒ガス関連物質は検出されず。

4 まとめ

(1) 防衛省としては、平成17年度から実施した地下水調査、土壌調査及び不審物確認調査において、いずれも毒ガス関連物質は検出されなかったことから、習志野演習場に旧軍毒ガス弾等が埋設されている可能性は極めて小さく、現状において周辺住民の方が日常生活を行う上で危険性はないと考えており、平成17年度から実施している旧軍毒ガス弾等の環境調査はこれをもって終了。

今後、旧軍毒ガス弾等に関する新たな情報があれば、環境省と調整しながら必要に応じ適切に対応する所存。

旧軍毒ガス弾等の環境調査の結果の報告、同調査を終了すること及び今後新たな情報があれば、必要に応じ適切に対応することについては、平成20年2月の「平成19年度第4回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」において、当省より説明し、検討会メンバーである有識者からは特段の意見は示されなかった。

なお、習志野演習場についてのA分類の位置づけについては、環境省が所掌するものと承知している。

- (2) 今回の調査範囲以外の地域については、習志野演習場における旧軍毒ガス弾等が埋設された可能性があるA事案の区域ではないことから、これら地域における施設の整備に伴う土地改変に当たっては、特段の措置が必要であるとは考えていないが、施設の整備に係る情報提供については、地元自治体と緊密な連携を図ってまいりたい。